令和８年（フ）第２１０２号
横浜市中区弥生町３丁目26番地１　ニューライフ横浜大通り公園605
債務者　井上　利子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１２６号
神奈川県藤沢市亀井野1317番地　メイジーＳ205
債務者　片野　孝次
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４３号
横浜市瀬谷区中屋敷１丁目34番地１　コーポナケイＢ―203号
債務者　坂上　英男
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１６７号
横浜市磯子区広地町３番14号　アルシオン根岸201号
債務者　中田　尋子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２００号
横浜市金沢区柳町16番地10　リブリ柳町303号
債務者　金城　吏玖
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１０号
川崎市多摩区登戸2519番地　小林コーポ303
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６８１号
川崎市多摩区長沢４丁目12番１―305号
債務者　樋口　義治
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６８２号
川崎市多摩区長沢４丁目12番１―305号
債務者　樋口　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
長野市大字高田1049番地　ヴィラ桜ケ岡102号
債務者　宮本　静江（旧姓有和）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５４号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内１丁目６番地（リンピアＨＡＮＡＭＵＲＡ305号室）、前住所岐阜県羽島市新生町２丁目221番地11
債務者　上梨さつき
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３４２号
岐阜市城田寺2984番地16
債務者　西垣　純子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４０２号
静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ302、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ201
債務者　大下　　鉄
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０３号
静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ302、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ201
債務者　大下　捺美（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４７９号
静岡県焼津市小土523番地　レオネクストＰＡＳＳＯⅡ　101、旧住所静岡県焼津市小土266番地の１　サンエール天白Ａ棟101
債務者　小川　洋子（旧姓　服部）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６４号
三重県伊賀市八幡町3170番地
債務者　谷　　君子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１５９号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地１―306号
債務者　五十嵐竜一
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
奈良地方裁判所破産係